

【主催者について】

Q 指定管理者も主催者となり、コンサートを開催することは可能ですか？

A 都道府県、市町村、当財団に加えて四者の共同主催で開催します。

Q 市町村教育委員会を主催者とすることは可能ですか？

A 市町村教育委員会が主催者に加わる、または市町村に替わることも可能です。

Q 指定管理者が民間企業や商工会等でも申込みすることは可能ですか？

A 市町村から指定を受けている団体であれば問題ありません。

Q 指定管理者が主催に入る場合、経費分担の指定はありますか？

A 指定はありません。チケット収入および開催地主催者が負担する経費の分担は、市町村と調整してください。なお、全て指定管理者の負担となる場合でも問題ありません。

Q 政令指定都市でも申込みすることは可能ですか？

A 可能です。

Q 実行委員会がコンサートを運営することは可能ですか？

A 可能です。ただし、申込者および主催者は必ず市町村または市町村教育委員会となり、実行委員会は原則として「主管」としていただきます。

Q 過去に採択されたことがあります、再び申込みすることは可能ですか？

A 何度でも応募いただけます。

【会場について】

Q 市町村内に文化ホールはありませんが、申込みすることは可能ですか？

A 文化ホールがない場合は、公民館や公立体育館（学校含む）を会場にすることが可能です。但し、博物館や文化財等は対象外とします。

Q 会場の規模（客席数）に制限はありますか？

A 制限はありません。

Q 都道府県立の文化ホールは対象ですか？

A 対象外です。

Q 予定の会場は建設中ですが、申込みすることは可能ですか？

A 年度内に開催が可能であれば問題ありません。申込みの際に会場資料が必須となりますので、可能な限り添付してください。

Q コンサートの前日や翌日も会場を使用しますか？

A プログラムにより、ピアノ調律や舞台の仕込み、リハーサルのために前日も会場を使用します。また、交流プラン（鑑賞教室、子どもミニコンサート、クリニック、マスタークラス）を実施する場合はコンサートの前日、当日、翌日のいずれかとなります。

Q 会場に反響板はありませんが、コンサートを開催することは可能ですか？

A 会場に反響板として代用可能なパネル等があれば使用します。代用できる備品がない場合は、当財団所有の仮設反響板を持ち込みます。（送料は当財団負担）

Q 会場にピアノはありませんが、ピアノをレンタルすることでピアノを必要とするプログラムを開催することは可能ですか？

A 可能です。ただし、レンタル費用は開催地主催者に負担いただきます。なお、レンタルするピアノはメーカーや機種を指定する場合があります。

【その他】

Q 著作権料は算出できますか？

A 一般社団法人日本音楽著作権協会 JASRAC の[ホームページ](#)をご参照ください。